

葛尾村仮設焼却施設での広域処理開始受入式を開催しました

別添7

- 葛尾村に環境省が設置している仮設焼却施設において、田村市、三春町、川内村の除染廃棄物等(約11万トン)を受け入れる「広域処理」が、4月7日(土)に開始しました。
- 本件は、近隣の市町村が協力しあって、復興をより一層加速するという取組であり、国の仮設焼却施設において、除染廃棄物の広域処理を行う初めての事例になります。
- 広域処理の開始に伴う受入式には、武部環境大臣政務官が出席したほか、篠木葛尾村長、杉本葛尾村議会議長、及び、吉田県議会議長らにご出席いただきました。
- 受入式では、武部環境大臣政務官から、地元のご理解・ご協力への御礼の言葉のほか、職員・作業員に対して「安全を第一」とする旨の訓示等がありました。



田村市の除染廃棄物の輸送車



武部政務官による訓示の様子



関係者による受入れの視察